

## 社会生活基本調査規則の一部を改正する省令案について

### 1 改正の背景

社会生活基本調査（基幹統計調査）は、国民の生活時間の配分及び自由時間等における主な活動（「スポーツ」、「学習・研究」、「趣味・娯楽」、「ボランティア活動」及び「旅行・行楽」）について調査し、国民の社会生活の実態を全国及び地域別に明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とするものであり、昭和 51 年以降 5 年ごとに実施しています。

本調査を平成 23 年に実施するに当たり、国民の生活行動及び生活時間の変化の実態をよりの確に捉えるため調査事項の追加を行い、重要度の低くなった調査事項の廃止を行います。また、調査における報告方法の多様化を確保し、国民の利便性の向上を図る観点から、一部においてインターネットを用いて回答を行うことを可能とします。

### 2 改正の概要

#### (1) 調査事項の改正

調査事項の追加、廃止及び調査対象の変更を行うため、当該規定の一部を改正します。

##### ア 追加する調査事項

育児支援の利用の状況、勤務形態、年次有給休暇の取得日数、希望する一週間の就業時間、ふだんの健康状態、仕事からの年間収入、十歳未満の世帯員数、十歳以上の世帯員数

##### イ 廃止する調査事項

インターネットの利用の状況、週休制度、連続した休暇の取得の状況、居室の数

##### ウ 調査対象の変更

「介護の状況」に関する調査事項の調査対象を十歳以上から十五歳以上に変更します。

#### (2) 調査方法の変更

インターネットを用いて回答を行うことを可能にするため、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）別表に当該手続を規定します。また、調査員が調査世帯に「質問する」ことを明記します。

#### (3) 報告の義務の対象者の変更

十歳未満の世帯員を報告の義務の対象者に追加します。

### 3 今後のスケジュール（予定）

公布日 平成 23 年 4 月上旬

施行日 公布日に施行